

保証修理の流れ

お問合せ前に

住宅設備延長保証サポートの保証書と、対象機器のメーカー・故障箇所をご確認ください。

専用窓口で受付

保証書に記載のコールセンター（通話料無料）にお電話ください。

修理・交換のご手配

お客様のご都合に合わせ日程調整をして、修理に伺います。

よくあるご質問

Q1. 住宅設備機器ってどんな故障が多いですか？

A1. 不具合発生率のトップ5はガスコンロの点火不良、換気扇の吸込み不良、水栓周りの不具合、トイレ洗浄ノズルの不良、給湯器の不具合です。新築の場合でも住宅設備機器の不具合は10年間に2～3回発生しています（2013年10月 日本リビング保証（株）調べ）。

Q2. いつから保証が開始されますか？

A2. 住宅のお引渡日からの保証開始となります。保証料のお支払いがお引渡日より後になった場合でも、お引渡日にさかのぼり保証を提供いたします。

Q3. もし引越し（お住まいの売却）をした場合はどうなりますか？

A3. 新しい所有者への名義変更が可能です。保証書記載のコールセンターまでご連絡ください。

Q4. 経年劣化で故障した場合でも保証修理の対象になりますか？

A4. 機器内部の金属劣化、金属疲労による故障・不具合は、保証修理の対象となります。（パッキン等の消耗品の劣化による不具合は有料修理となります。）

Q5. メーカー保証期間でも修理の受付はしてもらえますか？

A5. 日本リビング保証お客様コールセンターで承ります。コールセンターで一旦受け付けたうえでメーカーからお客様にご連絡するようにお取次ぎいたします。（お客様ご自身でメーカー窓口を探すお手間が掛かりません。）

〔事業者〕

〔保証サービス会社〕

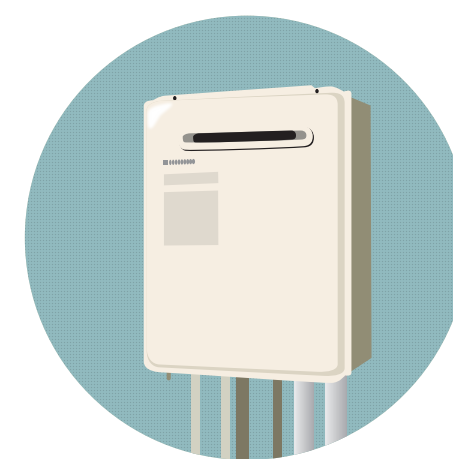
 **日本リビング保証株式会社**
Japan Living Warranty Inc.

 **0120-291-312** 受付時間／月～金曜 9～18時
（祝日・年末年始除く）

東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル6F
<https://jlw.jp>

スーパージオ工法の免震ファミリーサポート

住宅設備延長保証 サポート



最長 10 年保証！

住宅設備機器に保証対象となる故障や不具合が発生した場合、
物件引渡日から最長10年間無料で出張修理や部品交換が受けられます。

 **SUPER GEO**

ご存知
ですか？

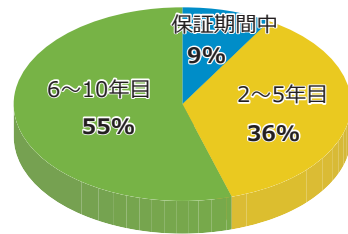
キッチン・トイレなどの水まわり設備や電気機器…

不具合は10年以内に**2～3回**発生！？そのうち**91%**が保証切れ!!!？修理費用は**3～30万円**!!!!？

【調査概要】

2013年10月日本リビング保証実施
地域：全国 サンプル数：4142
職業・性別：問わず
条件：最近10年以内にいずれかの
住宅設備機器を購入した方。
(新築住宅購入時に当初から
設置されていた住宅設備機
器も含む)

設備に不具合が発生したのはいつ？



調査によると、入居10年以内に2～3回は不具合が出ています。
しかもそのうち91%が保証切れでした。
1回あたりの平均修理費用は、機器によって異なり、3万円～30万円です。
メーカー保証が終わっていたら**全額自己負担**になります。

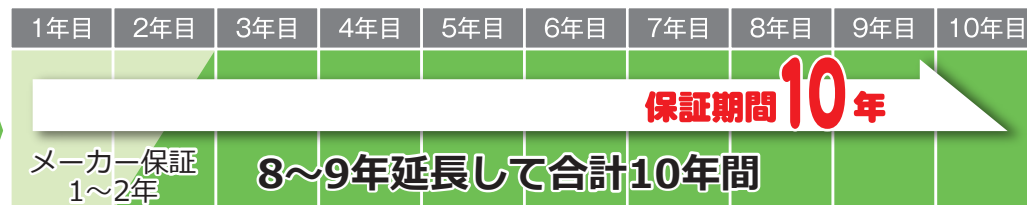


住宅設備延長保証サポートなら…

通常1～2年間のメーカー保証終了後も、10年までメーカー保証と同等の
修理サービスを受けることができます。

保証期間

10年保証



保証対象

給湯器



本体・操作パネル

システムキッチン

コンロ（ガス・IH）・レンジフード
ビルトイン浄水器・水栓

温水洗浄トイレ

本体・機能付便座
手洗器・換気扇

住宅設備延長保証サポート 3つの特長

特長1 10年間何度でも利用可能！

保証期間中の修理の回数に上限はありません。
いつでも安心して機器をお使いいただけます。

特長2 新品交換含め無料修理！

保証対象となる故障や不具合の修理・交換に関わる部品代、作業料、出張費など
全て無料です。急な出費がなくなり、お客様の家計の不安を解消します。

※保証期間中に発生した故障・不具合、かつ、保証期間中に修理のご依頼をいただいたものに限りです。
※保証範囲外の故障・不具合については有償にて修理を承ります。

特長3 窓ロ一本化でスムーズなトラブル対応！

メーカーごとの保証書・連絡先を
探すお手間をなくし、スムーズな
対応をご提供します。



メーカーごとの保証書



1本化



保証書サンプル

メンテナンス保証の対象事例集

住宅設備延長保証サポート
ご加入の場合

対象機器	保証対象	事例	原因分類	修理費用のイメージ	お客様の自己負担額
給湯器	○	着火不良が点滅し温水が出ない。ガスバーナーの故障。	部品内部の不良	30,000円	無料修理
	○	ランプが点灯しお湯が出ない。ファンモーター不良のため新品交換。	モーター不良	300,000円	無料修理
	○	ボタンを押しても反応がなかった。	基板の故障	30,000円	無料修理
	×	凍結で配管が破裂し水漏れを起こした。	凍結破裂	30,000円	30,000円
システムキッチン	○	IHクッキングヒーターのタッチパネルの1つが反応しなくなった。	基板・センサー故障	35,000円	無料修理
	×	シンクのコーティングが取れて変色した。	変色	—	—
温水洗浄トイレ	○	作動ボタン不良。	基板の故障	30,000円	無料修理
	×	ものを落として便器にひびが入った。	外部からの損傷	25,000円	25,000円

保証範囲内の故障・不具合

- ① 基板・センサーの故障
- ② モーターの故障
- ③ 据付型リモコンの故障
- ④ 製品内部の金属劣化
- ⑤ コントローラの故障
- など

保証範囲外の故障・不具合

- ① 消耗品の交換
- ② 使用上の過失
- ③ 配管詰まり・水漏れ
- ④ 塗装剥がれ・傷
- ⑤ 災害などの外的要因
- ⑥ 施工不良
- など

※上記は一般的な故障事例に基づく参考例です。最終的な判断は実際の現場調査やヒアリングの上、保証サービス会社が行います。
※保証対象外となった場合は出張料・作業料も含め有償となります。

よくあるご質問

いつから保証が 開始されますか？

住宅のお引渡しからの保証となります。保証料のお支払いがお引渡し日より後になった場合でも、お引渡し日にさかのぼり保証を提供いたします。

住宅設備って どんな故障が多いですか？

不具合発生率のトップ5はガスコンロの点火不良、換気扇の吸込み不良、水栓周りの不具合、トイレ洗浄ノズルの不具合、給湯器の不具合です。新築の場合でも住宅設備の不具合は10年間に2～3回発生しています。（2013 年 10 月リビングポイント（株）調べ）

経年変化で故障した場合も 保証修理の対象になりますか？

機器内部の金属劣化、金属疲労による故障・不具合は、保証修理の対象となります。（パッキン等の消耗品の劣化による不具合は有償修理となります。）

リビングポイントってどんな会社ですか？ サービスやポイントの安全性・信頼性は大丈夫ですか？

リビングポイント株式会社は、日本リビング保証株式会社の100%子会社です。日本リビング保証は、住宅設備の修理・点検、住宅の検査・補修等、住宅業界での総合アフタサービスを主たる事業としております。おうちポイントは「資金決済に関する法律」にしたがい、保全措置が講じられております。住宅設備保証は、大手損害保険会社との間で保険契約を締結するなどにより、安定的な運営を確保しております。

おうちポイントは、 どうやって使うのですか？

ポイント残高は、ご加入後にご案内する会員サイトからご確認ください。ポイントのご利用も、同じ会員サイトからお申込みいただけます。会員サイトでは、ポイントのご利用履歴やメンテナンスの履歴も確認することができます。

おうちポイント積立のご案内

一戸建ての大規模リフォームの目安は10～15年です。

（参考）メンテナンスや修繕が必要な部位の修繕計画例

	5年	10年	15年	20年	25年	30年	…
目安の費用	15～30万円	35～70万円	145～250万円	35～70万円	15～30万円	215～560万円	
床下 5年に1回	防シロアリ処理 15～30万円	防シロアリ処理 15～30万円	防シロアリ処理 15～30万円	防シロアリ処理 15～30万円	防シロアリ処理 15～30万円	防シロアリ処理 15～30万円	
バルコニー 10年に1回		再防水 20～40万円		再防水 20～40万円		再防水 20～40万円	
屋根・外壁 15年に1回			再塗装 100～170万円			葺替え・張替え 150～440万円	
給湯器 15年に1回			本体交換 30～50万円			本体交換 30～50万円	

住宅設備延長保証サポートプレミアムなら、オーナー様のご希望に応じて、毎月会費をお支払いいただくことで、マイホームの修繕費を電子マネーにより積立できます。1口3,000円から、目的に合わせて最大10口までOKです！積立は途中で口数の変更や一時お休みをすることもできるため、お子様の成長や生活スタイルに合わせて無理なく積立てしていくことができます。

※おうちポイント積立は別途お申込みが必要です。

※おうちポイントは、当社が特に認める場合（死亡・海外への転居によりおうちポイントが使用できなくなった場合等）、その他関連する法令で認められる場合を除き、原則払い戻し（買取請求）することができません。

目的に合わせて
積立額変更可能

積立額に
+1.6%のポイント上乘せ
（積立時）

〔事業者〕

〔保証サービス会社〕

 **リビングポイント株式会社**
Livingpoint Inc.

 **0120-557-312** 受付時間／月～金曜 9～18時
（祝日・年末年始除く）

東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル6F
<https://livingpoint.jp>

※リビングポイント株式会社は、日本リビング保証株式会社の100%子会社です。

スーパージオ工法の免震ファミリーサポート

住宅設備
延長保証
サポート

P R E M I U M

キッチン・トイレなどの

10年保証

将来の修繕に使える

× おうちポイント

 **SUPER GEO**

住宅設備延長保証サポート PREMIUM

あなたの大切なおうちを、ずっと快適に、ずっと安心に。

キッチン・トイレなど
住宅設備の10年保証

故障・不具合の
受付窓口を一本化

修繕に使える
おうちポイント付き

おうちポイントの
豊富な使い道

5年

10年

設備機器の
製造日からの年数

▼ 物件引渡日



修理・交換・リペア

アフターサービス期間

住宅設備の10年保証

×

おうちポイント

▲ アフターサービスは通常1～2年で終了します。

住宅設備の10年保証

住宅設備の対象機器に、保証対象となる故障や不具合が発生した場合、修理もしくは新品交換を10年間※1無料※2で行ないます。

住宅設備保証の3つの特長

- 対象機器の部品・機器代が無料※3
- 出張料・作業料も無料※4
- 修理受付の窓口はすべて一本化

システムキッチン

コンロ(ガス・IH)/レンジフード/
ビルトイン浄水器/水栓

「IHコンロのパネルが
反応しない!」



温水洗浄トイレ

本体・機能付便座・手洗器
換気扇

「洗浄ノズルが動かない!」
「センサーが作動しない!」



給湯器(ガス・電気・エコキュート)

本体/操作パネル

「お湯が出ない!」
「ボタンを押しても反応しない!」



※1 保証期間は物件引渡日から10年間となり、アフターサービス期間を含みます。

※2,3,4 保証期間中に発生した故障かつ保証期間中に修理のご依頼をいただいたものに限りです。

消耗品交換、使用上の過失による故障、配管詰まり・水漏れ、施工不良による故障、塗装剥がれ・傷、災害など外的要因による故障の場合は保証範囲外となります。

保証範囲外の故障については有償にて修理を承りますが、出張料・作業料も含め有償となります。

よくある事例のご紹介

▼ 記載の金額(通常目安→自己負担額)

① コンロのセンサーが誤作動し火が消える! センサー交換 約2万円→0円

② トイレの洗浄ノズルが動かない! ノズルブロック交換 約2万円→0円

③ ランプが点灯しお湯が出ない! 本体交換 約30万円→0円

保証対象の故障・不具合であれば、
出張料・作業料(一般的に約1～5万円)も
無料となります。

※上記は一般的な故障事例に基づく参考例です。最終的な判断は実際の現場調査やヒアリングの上、保証サービス会社が行います。

※このパンフレットはサービスの概要をご説明したものです。サービス内容の詳細は、重要事項説明書および各約款等をご確認ください。

おうちポイントご利用例

おうちのお手入れをお気軽にしていただけるよう、修繕等に使えるおうちポイントが付いています。(お客様ご自身で追加の積立でも可能です。)保証でカバー出来ない塗装剥がれ・傷などのリペアをはじめ、消耗品の交換、リフォームなど、様々なサービスにご利用いただけます。



1ポイント1円換算

発行日から15年間有効

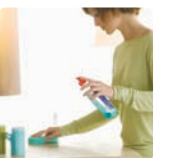
おうちコンディショニング

75分間で気になるところを、まとめて点検・補修・リペア。急な故障やトラブルを予防する「おうちの健康診断」です。

おうちの状態をヒアリング・点検したのち、必要な補修・リペアについて適切なプランをご提案のうえ実施します。

ハウスクリーニング

日々のお手入れでは行き届きにくいところも専門スタッフが綺麗にお掃除いたします。



バスルーム、レンジフード、
エアコンのお掃除、家事代行も。

点検・補修・リペア

フローリングなどの補修は10年程度が目安です。



壁や床のキズ補修、
ドアの建具調整など。

リフォーム・設備交換

築年数や生活環境の変化に応じて、リフォーム等の各種相談を承ります。



絨毯・クロスの張り替え、
バリアフリー化、増改築、
水まわりリフォームなど。

インテリア・家具

生活を豊かに彩るこだわりのインテリアや家具を、国内最大級のインテリア・家具サイトにてお求めいただけます。



テーブル、椅子、照明、収納棚など。

消耗品交換

日常生活に必須な消耗品をお手軽にご注文いただけます。



浄水器カートリッジ、
換気口フィルターなど。

※表示のサービス内容は2017年12月時点のもので、予告なく変更となる場合がございます。最新のメニュー情報等は、別途ご案内する会員専用WEBサイトをご参照ください。

重要事項説明書

この書面では、ご契約内容を正しくご理解いただくために、特に大切な事項を以下のとおり記載しています。ご契約前に必ず内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管してください。なお、ご契約に関するすべての内容を記載するものではありません。詳細につきましては「保証サービス基本約款」「資金決済法に基づく情報の提供」「電子的決済手段利用約款」（以下「約款等」といいます。）をご参照ください。ご不明な点がございましたら、サービス提供会社（リビングポイント株式会社）までお問い合わせください。

1. サービスの概要

(1) 住宅設備機器のメンテナンス保証サービス

メーカー保証（通常 1～2 年）が終了した後も、給湯器、コンロ、トイレ、換気扇等（対象となる機器は会員証でご確認ください。）の住宅設備に発生した約款所定の故障・不具合に対してメンテナンス保証サービス（無償、または一部有償で行う修理・交換サービスのことをいい、以下同様とします。）をご提供します。

(2) ポイントの積立て・利用

ポイントは、お客様のご加入プランに応じて会費から積立てられ、日常的な消耗品の交換から将来のリフォーム資金の積立てまで、お客様の住まい・生活に関連した幅広い用途にご活用いただける決済手段です。

2. メンテナンス保証期間と会員証について

(1) サービス期間

メンテナンス保証のサービス期間は、引渡日(竣工年月から 1 年以内の日に限ります)の翌月 1 日から 10 年間です。メンテナンス保証サービスのご利用は、対象機器に故障・不具合が発生した日およびお客様がサービス提供会社に対して修理の申し出を行った日のいずれもがサービス期間中である場合に限ります。

(2) 会員証について

会費のお支払いを確認した後、お客様の住所宛に会員証をお送りします。お客様が会員証を受領したのち、会員証の内容に誤りがあることを発見した場合には、サービス提供会社までご連絡ください。また、会員証の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにサービス提供会社までお申し出ください。変更のご連絡をいただけない場合、サービス提供会社からの連絡が到達しないなど、サービス提供に支障が生じる場合がございますので、ご注意ください。

3. メンテナンス保証について

(1) 修理回数・無償修理限度額

各対象機器の無償修理 1 回毎の修理限度額（部品代・機器代）は下表のとおりです。

機器名	製造日からの経過年数 ※1		
	0～10 年	10～15 年	15 年超
給湯器（操作パネル含む）	全額 ※2	6 万円 ※2	0 円
水栓		2 万円 ※2	
その他		3 万円 ※2	

※1 製造日が不明の場合、竣工年月に製造されたものとみなします。新築の場合は、「製造日」を「引渡日」として読み替えます。

※2 出張料、作業料は無料です。

(2) 代替品との交換となる場合

出張料や作業料を含む修理費用が対象機器と同一または同等の機器の購入価格と設置費用の合計額を上回る場合には、当該同一または同等の機器を代替品として交換します。

(3) お客様の負担となる費用

対象機器を無償修理する場合であっても、次の費用等、お客様の負担となる費用がありますので約款等をご確認ください。その場合、お客様が当該費用の支払いについて承諾したときに限り、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等が修理を行うこととします。

- ① 故障・不具合の原因を調査するために要する費用
- ② 対象機器本体以外の機器（対象機器の付属品、リモコンなど）の修理費用等
- ③ 消耗品（電池またはパッキンなど）の修理費用等
- ④ 対象機器を修理するにあたり壁、床、天井、またはタイル等の取り壊し・修復作業または高所難所等の特殊な場所における修理作業が必要となった場合において、当社が定める標準作業費を超過した費用
- ⑤ 対象物件に出張したものの、無償修理の対象となる故障・不具合が存在しない場合の出張費用

(4) 有償修理の対象事例

次の場合等には無償修理の対象とはなりません。ただし、お客様からお申し出があり、修理が合理的な手段により可能であるときに限り、お客様による修理費用等の支払いについて事前に同意をいただいたうえで修理を実施します。詳細につきましては約款等をご確認ください。

- ① 消耗品の交換
- ② 使用上の過失
- ③ 配管詰まり・水漏れ
- ④ 施工不良
- ⑤ 塗装はがれ・傷
- ⑥ 災害など外的要因

(5) メンテナンス保証の対象外となる損害等

次の損害・費用等、メンテナンス保証サービスの対象外となるものがありますので約款等をご確認ください。

- ① 火災保険もしくは建設工事保険等の損害保険または住宅瑕疵担保責任保険などの保険契約等の他の保証契約もしくは類似の保険契約の対象となる損害
- ② 対象機器のメーカーがリコール宣言を行なった後における、リコールの対象となった対象機器の修理費用等
- ③ 燃料・給水の供給事情によるもの等
- ④ 修理のために対象機器を対象住宅から移動させる必要がある場合の修理費用等
- ⑤ 海外メーカー等のメーカーで修理のための部品の供給を行うことができない場合の修理費用等
- ⑥ 対象機器の故障に起因し、対象機器、その他の財物が使用できなかったことによってお客様が負担する損害

(6) 故障・不具合発生時の連絡先

無償修理の対象機器に関して不具合や故障が発生した場合には、必ず会員証記載の修理受付コールセンターへご連絡ください。お客様が独自に修理を手配された場合は、無償修理の対象外となりますので、ご注意ください。

4. サービスの変更・停止について

(1) 積立プランの変更・停止のお手続き

お客様からの申し出により将来に向かってポイントの積立プランの変更・停止をすることができます。所定の手続き書類に必要事項をご記入のうえサービス提供会社までお送りください。月末までに手続き書類が当社に到着した分については、翌月から会費のお振替を変更・停止いたします。

(2) お振替口座の変更

毎月 20 日までに手続き書類がサービス提供会社に到着した分については翌月からのお振替え分から変更し、毎月 21 日以降に届いたものは翌々月のお振替え分から変更します。

(3) 住宅設備機器のメンテナンス保証サービスを終了させていただく場合

メンテナンス保証サービスの対象となる機器または住宅を第三者に譲渡した場合にはメンテナンス保証サービスを終了させていただきます。ただし当社の書面による承諾があった場合にはこの限りではございません。

5. 個人情報の取扱いについて

お客様の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定めるものをいいます。以下、同様とします。）は、サービス提供会社の定める個人情報の保護方針（プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。）にしたがい管理されるものとします。サービス提供会社の個人情報の取扱いに関する詳細については、サービス提供会社ホームページをご覧ください。

【サービス提供会社】

リビングポイント株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-28-6 いちご西参道ビル 6F

プライバシーポリシー： <https://livingpoint.jp/privacy.html>

保証サービス基本約款

第1条 （目的）

この約款は、お客様、保証サービス会社（以下「当社」といいます。）が発行する保証書または会員証（以下「保証書」といいます。）に記載される事業者（以下「事業者」といいます。）および当社との間で、当社と事業者が連帯して提供する住宅設備機器のメンテナンス保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する契約の細目について定めることを目的とします。

第2条 （用語の定義）

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいま

- 「無償修理」とは、本約款による契約により保証の対象となる故障・不具合に対して実施する修理をいいます。
- 「対象物件」とは、お客様が所有者であり、保証書に記載される住宅をいいます。
- 「対象機器」とは、対象物件に設置される住宅設備機器のうち、事業者が販売施工し、かつ本サービスの対象となる機器として保証書に記載される機器をいいます。給排水管（住宅瑕疵担保責任保険に定める「給排水管路」をいい、住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管をいいます。以下、同様とします。）に接続する機器の場合には、給排水管との連結部を含みます。

第3条 （契約の締結）

本サービスの契約は、次の各号のいずれかの方法により成立します。

- お客様が所定の方法により当社に対して申し込み、当社が承認すること
- 保証書に記載される事業者がお客様に代わって当社に申し込み、当社が承認すること

第4条 （無償修理）

当社は、対象機器に故障・不具合が発生したときは、お客様から対象機器の修理の申し出を受け、お客様の当該申し出が、次の各号の定めに反しないことを確認したうえで、この約款にしたがい、無償修理を実施します。

- 対象機器に故障・不具合が発生した日およびお客様が当社または保証書記載の修理受付ダイヤルに対して修理の申し出を行った日のいずれも保証書に記載される保証期間中であること
- 第7条および第8条の定めに該当しないこと
- 当社は、前項各号に該当することが確認できない場合およびお客様と当社の間で無償修理の範囲、お客様の負担するべき費用、損害の有無・範囲等について意見が相違する等した場合は、無償修理の実施を留保することができるものとします。
- お客様が当社または保証書記載の修理受付ダイヤルに修理の申し出を行わずに、メーカー等に直接修理の依頼を行った場合は、無償修理の対象となりません。
- 無償修理は、補修、部品の交換等により修理することを原則としますが、(1)修理費用（部品代、材料費、人件費、交通費および運搬費その他修理のために要する費用を合計した金額をいいます。以下、同様とします。）、(2)対象機器と同一機種または同等品の購入価格（修理を実施するときの市場価格とします。以下、同様とします。）と設置費用（人件費、交通費および運搬費その他設置のために要する費用を合計した金額をいいます。以下、同様とします。）の合計額を上回る場合には、当該同一機種または同等品を代替品として交換します。

第5条 （お客様の負担となる費用）

次の各号に定める費用は、お客様の負担とし、対象機器を無償修理する場合であっても、お客様が当該費用の支払いについて承諾したときに限り、当社または当社が承認する施工会社等が修理を行うこととします。

- 故障・不具合の原因を調査するために要する費用
- 対象機器本体以外の機器（対象機器の付属品、ソフトウェア、周辺機器またはアクセサリ、リモコンなどを含み、壁組込設置型のリモコンは対象機器に含ます。以下、同様とします。）の修理費用等
- 消耗品（電池またはパッキンなどのメーカーが定める消耗品で、消耗する部位と潤滑油を含みます。メーカーの定める無い場合または不明な場合には、当社の判断によります。以下、同様とします。）の修理費用等
- 対象機器を修理するにあたり壁、床、天井、またはタイル等の取り壊し・修復作業または高所難所等の特殊な場所における修理作業が必要となった場合において、当社が定める標準作業費を超過した費用
- 対象物件の所在地が遠隔地や離島である場合等、対象機器のメーカーが定める地域以外への出張費
- お客様からの修理依頼が虚偽または過誤であった場合の修理費用等
- 対象物件に出張したものの、無償修理の対象となる故障・不具合が存在しない場合の出張費用
- その他前各号に類似する費用

第6条 （修理限度額）

無償修理について、当社による1回当たりの修理限度額は、対象機器ごとにそれぞれ保証書記載のとおりとし、修理限度額を超える場合には、当社はその旨お客様に通知し、お客様が修理限度額を超える修理費用の支払いについて承諾したときに限り、当社または当社が承認する施工会社等が修理を行うこととします。なお、1回当たりの修理とは、お客様による申し出を受けた後、故障・不具合が解消され、対象機器が正常な状態で使用可能となるまでの一連の修理・交換等の作業をいうものとし、対象機器に生じた故障・不具合箇所の数、作業が完了するまでの日数および対象物件への出張回数を問いません。

2. 修理費用のうち前項に定める修理限度額の適用範囲は、次の各号のとおりとします。

- 対象機器を補修、部品の交換等により修理する場合には、部品代および材料費の合計額に対して適用します。
- 対象機器を同一機種または同等品と交換する場合には、当該代替品の購入価格に対して適用します。

第7条 （有償修理の対象）

対象機器の故障・不具合が、次の各号に定める事由に起因する場合には、無償修理の対象とはなりません。ただし、お客様より修理の申し出があった場合には、修理が合理的な手段により可能である場合に限り、当社または当社が承認する施工会社等が、お客様による修理費用等の支払いについて事前の同意を得たうえで、修理を実施します。

- 対象機器本体の変質・変色・磨耗・劣化
- 対象機器本体以外の機器または消耗品
- 給排水管の水漏れ・詰まり・破損、またはさび・水垢等異物の流入または凍結

- 対象機器の液晶部位のドット落ち
- 過度の冷暖房・加温によるもの
- 対象機器の自然特性または経年変化に伴う現象で対象機器の機能上支障がないもの
- お客様ないし第三者により対象機器についてメーカー作成の取扱説明書等に記載のない使用・管理その他通常の使用方法から逸脱した使用・管理がなされた場合その他お客様の故意・過失に基づく行為
- メーカー指定品以外の機器が対象機器内またはそれに隣接して設置または使用された場合
- メーカーによる指定外の燃料・不純燃料の使用
- 対象機器の物理的な移動や落下によるもの
- 対象物件または給排水管等の対象物件に関連する設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合によるもの
- 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据付不良によるもの
- 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの
- 動植物・虫等による対象機器への侵入によるもの
- その他前各号に類似する事由

第8条 （本サービスの対象外となる損害・費用）

次の各号に定める損害・費用は、本サービスの対象外となります。

- 火災保険もしくは建設工事保険等の損害保険または住宅瑕疵担保責任保険などの保険契約等の他の保証契約もしくは類似の保険契約の対象となる損害
- 対象機器のメーカーがリコール宣言を行なった後における、リコールの対象となった対象機器の修理費用等。なお、リコールとは設計・製造上の過誤などにより製品の欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金などの措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものとを問いません。
- 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・凍結・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧・異常ガス圧・異常水压・異常温度、燃料・給水の供給事情によるもの
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によるもの
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によるもの
- 修理のために対象機器を対象住宅から移動させる必要がある場合の修理費用等
- 海外メーカー等のメーカーで修理のための部品の供給を行うことができない場合の修理費用等
- 対象機器の故障に起因する身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）または他の財物（ソフトウェアを含みます。）の故障もしくは損傷によりお客様が負担する損害
- 対象機器の故障に起因し、対象機器、その他の財物が使用できなかったことによってお客様が負担する損害

第9条 （対象機器の変更）

本サービスの実施に基づく対象機器と同一機種または同等品への対象機器の交換、またはお客様による設備機器の購入等により対象機器の内容に変更が生じる場合には、お客様からの書面による申し出および当社による承諾を必要とします。

第10条 （本サービスの終了）

次の各号に定める事由に該当した場合、本サービスは、自動的に終了するものとします。

- お客様が、対象機器または対象住宅を第三者に譲渡した場合。ただし、当社の書面による承諾があった場合には、この限りではありません。
- 対象機器または対象住宅が廃棄、消滅または取り壊された場合

2. 次の各号に定める事由に該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずしてサービスを終了することができます。

- お客様が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜グロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者をいいます。以下、同様とします。）である場合または反社会的勢力と関係を有している場合
- お客様が、この約款の定めに違反した場合その他本サービスを継続しがたい事情が発生した場合

第11条 （保証書の不発行）

お客様が当社の提供する他のサービス会員となり、会員証が発行される場合には、当社は、保証書を発行しないことができます。この場合には、この約款中、「保証書」とあるのを「会員証」と読み替えます。

第12条 （お客様の個人情報）

お客様の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下、同様とします。）は、当社の定める個人情報の保護方針（プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。）にしたがい管理されるものとします。

第13条 （約款の改定）

当社がこの約款の内容を変更した場合には、変更後の内容が適用されます。

2. 前項の場合において、当社がお客様へ事前の通知を適当と判断した場合には、事前にお客様に変更内容を通知いたします。

第14条 （この約款に定めのない事項）

この約款に定めのない事項については、お客様、当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

第15条 （裁判管轄）

本サービスに関してお客様と当社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【保証サービス会社】

リビングポイント株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-28-6 いちご西参道ビル 6F

資金決済法に基づく情報の提供

前払式支払手段の名称	おうちポイント
発行事業者	リビングポイント株式会社
お支払可能金額等	上限はありません。
ご使用期限	発行日より 15 年間
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	東京都渋谷区代々木 3-28-6 いちご西参道ビル 6F 電話番号：03-6276-0465
ご使用可能な場所又は施設の範囲	当社および加盟店での物品購入・サービス購入にご利用いただけます。
ご利用上の必要な注意	(1)おうちポイントの発行価額は1円につき1ポイントです。 (2)現金との引き換えはできません。 (3)利用明細の確認およびサービスメニューのご利用は原則会員ウェブサイトからとなります。会員ウェブサイトをご利用しない場合には所定の費用がかかることがあります。
未使用残高のご確認方法	会員ウェブサイトログイン後のページでご確認いただけます
約款等の存在	「電子的決済手段利用約款」が適用されます。

電子的決済手段利用約款

第1条 （目的）

本約款は、リビングポイント株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する電子的決済手段にかかるサービスについて規定するものであり、電子的決済手段の保有者は、本約款に従って保有する電子的決済手段をご利用いただけます。

第2条 （用語の定義）

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいま

- 「電子的決済手段」とは、当社所定の方法によりお客様に発行され、当社または当社加盟店が提供するサービスメニューのご利用の対価として行使する電子的価値であって、当社が資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）にしたがって発行する前払式支払手段のことをいいます。
- 「会員ウェブサイト」とは、当社のサーバー上においてお客様が保有する電子的決済手段の残高等を管理するためのツールをいいます。
- 「サービスメニュー」とは、当社所定の WEB サイト・メニューブック等に掲載され、当社また当社加盟店が提供する各種の物品販売・役務提供（以下「提供サービス」といいます。）のメニューであって、サービスごとに定められたサービスの対価となる電子的決済手段の必要量と引き換えにお客様が利用できるサービスのメニューのことをいいます。

第3条 （電子的決済手段の発行方法・有効期限）

当社は、当社の定めた対価に応じて電子的決済手段を発行します。ただし、当社は、当社が別途案内するプランに応じてあらかじめ定めた量の電子的決済手段を発行することができます。

- 電子的決済手段は、会員ウェブサイトにより、電子的価値として残高管理を行います。
- 電子的決済手段の有効期限は、資金決済法に基づきお客様に提供する情報にご使用期限として記載します。

第4条 （電子的決済手段の利用方法）

お客様は、当社所定の方法により、お客様が保有する電子的決済手段を電子的決済手段の利用可能残高の範囲内において、提供サービスのご利用の対価として使用することができるものとします。

第5条 （電子的決済手段の利用予定日の指定）

お客様は、サービスメニューのうち、当社が認めた提供サービスについて、当社所定の方法により、電子的決済手段の利用予定日をあらかじめ指定することができます。この場合であって、利用予定日まで第3項に定める利用予定日の変更または取消がないときは、当社はその利用予定日に決済を行うこととします。

- お客様が前項により利用予定日を指定した場合には、当社は、その利用予定日が指定された提供サービスの利用量（以下「予定利用量」といいます。）を会員ウェブサイトに表示します。この場合には、次項に定める利用予定日の変更または取消を行わない限り、予定利用量に相当する残高を他の提供サービスに利用することはできません。
- お客様は、当社が認めた場合には、当社所定の手続により、利用予定日の変更または取消を行うことができます。
- 当社は、お客様が第1項により利用予定日を指定した提供サービスの内容が利用予定日までに変更された場合には、速やかにお客様にお知らせします。

第6条 （サービスの停止）

当社が次の各号のいずれかに該当すると認定した場合には、お客様に予告することなく電子的決済手段の全部もしくは一部の利用の停止または利用予定日の取消ができるものとします。

- 電子的決済手段が不正利用されたときまたはその疑いのあるとき

- お客様が、この約款に違反し、または違反するおそれのあるとき
- その他やむを得ない事由が生じたとき

2. 前項の定めにより電子的決済手段の全部もしくは一部の利用が停止となり、または利用予定日が取り消されたことによりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。

第7条 （お客様の義務等）

お客様は、電子的決済手段の利用に関し当社が調査を行う必要があるときは相応の協力をするものとします。この場合、当社はお客様が届け出た電話番号、メールアドレス等へ連絡することができるものとします。

- お客様はパスワードの漏洩による不正利用等を防ぐために、適宜これを変更する等して厳重に管理しなければならないものとし、その使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとし
- お客様は、第三者による電子的決済手段の不正利用等を回避するために、必要に応じて、会員ウェブサイト等により、電子的決済手段の利用履歴および利用可能残高を確認するものとします。
- お客様は、電子的決済手段の利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。

- 電子的決済手段を違法な目的で利用する行為
- 電子的決済手段に係る電磁的記録を不正に作出する行為
- お客様以外の第三者のＩＤ・パスワードを不正に使用する行為
- 当社のサーバーに権限なくアクセスする等不正なアクセスを試みる行為
- 第三者になりすまして電子的決済手段を利用する行為
- 意図的に有害なコンピュータプログラム、ウィルス等を当社のサーバーに送信する行為
- 当社のサーバー上の電子的決済手段に係るデータ、その他の情報を改ざん、消去する行為

第8条 （提供サービスへの対応）

お客様が電子的決済手段により決済を行った提供サービスについて、返品、瑕疵またはその他の問題が発生した場合には、お客様と加盟店との間で解決していただくものとします。

第9条 （免責）

当社が、相当の注意をもって本人確認を行い、電子的決済手段の行使その他電子的決済手段に係る請求もしくは届出を行ったものとして取扱った場合においては、メールアドレス、電話番号またはパスワードにつき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第10条 （電子的決済手段の買取請求の制限）

お客様は、次の各号に定める事由に該当する場合を除き、当社に対して電子的決済手段の買取りを請求することはできないものとします。

- 死亡、海外への転居等により電子的決済手段の使用ができなくなった場合
- 関連する法令にて認められる場合
- 前2項のほか当社が特に認める場合

2. 前項各号に定める事由によりお客様が電子的決済手段の買取りを請求する場合には、当社は、当社所定の金額により電子的決済手段の買取りを行います。

第11条 （約款等の変更）

当社がこの約款および諸規程の内容を変更した場合には、変更後の内容が適用されます。

2. 前項の場合において、当社がお客様への事前の通知を適当と判断した場合には、あらかじめお客様に変更内容を通知いたします。

第12条 （この約款に定めのない事項）

この約款に定めのない事項については、お客様と当社が、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

第13条 （裁判管轄）

本サービスに関して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。